

令和5年度 第1回岩手県文化財保護審議会 審議資料

○事務報告

資料 1-1 国・県指定文化財の指定等の状況について	1
資料 1-2 埋蔵文化財調査について	5
資料 1-3 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	7
資料 1-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について	8
資料 1-5 「明治日本の産業革命遺産」について	9
資料 1-6 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて	10

○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2-1 岩手県管轄地誌	11
【有形文化財（美術工芸品・古文書）、盛岡市】	
資料 2-2 盛岡藩覚書	16
【有形文化財（美術工芸品・古文書）、盛岡市】	
資料 2-3 盛岡八幡宮祭りの山車行事	21
【無形民俗文化財、盛岡市】	
資料 2-4 盛町五年祭	26
【無形民俗文化財、大船渡市】	
資料 2-5 盛岡藩雑書	31
【有形文化財（美術工芸品・古文書）、盛岡市】	
資料 2-6 日高火防祭	35
【無形民俗文化財、奥州市】	

○参考資料

・ 岩手県文化財保護審議会条例	40
・ 岩手県文化財保護審議会運営規定	41
・ 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	42
・ 岩手県内指定文化財等件数一覧	51
・ 過去10年間における文化財指定物件一覧	52
・ 過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧	53

国・県指定文化財の指定等の状況について

1 国指定等文化財の指定等の状況について

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	史跡	鍋倉城跡〔遠野市〕	指定	R5.3.20
2	重要有形 民俗文化財	陸前高田の漁撈用具 〔陸前高田市〕	指定	R5.3.22
3	重要文化財 (歴史資料)	大槻家関係資料〔一関市〕	指定	R5.6.27
4	登録有形文化財 (建造物)	旧菊池家住宅西洋館〔花巻市〕	登録	R5.8.7
5	登録有形文化財 (建造物)	旧高善旅館(柳翁宿)〔遠野市〕	登録	R5.8.7

2 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	有形文化財 (歴史資料)	天台寺本堂再興勸進帳〔二戸市〕	指定	R5.4.7
2	有形文化財 (歴史資料)	大槻家旧蔵版木〔一関市〕	重文指定に伴う解除	R5.6.27

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名称〔所在地〕	内容	申請者
R5.2.16	県天	常膳寺の姥杉 〔陸前高田市〕	ジーンバンク事業による枝の採取	森林総合研究所 中村隆史
R5.2.20	県天	折爪岳のヒメボタル 生息地〔二戸市〕	案内板等の更新	県北広域振興局長
R5.4.12	県天	薄衣の笠マツ 〔一関市〕	薬剤散布	名木笠松保存会 会長 菅原 新市
R5.4.27	県史	大館町遺跡 〔盛岡市〕	個人住宅の新築	阿部 猛志
R5.5.23	県史	黒山の昔穴遺跡 〔九戸村〕	カタクリの植栽	九戸村教育委員会 教育長 岩淵 信義
R5.6.7	県天	折爪岳のヒメボタル 生息地〔二戸市〕	工作物の撤去及び設置	県北広域振興局長
R5.7.12	県天	タブノキ自生地	鳥類調査	東京大学大気海洋研究所 所長 兵藤 晋
R5.8.10	県史	関谷洞窟住居跡	測量等に伴う機材の設置	東山ケイビングクラブ 菊地敏雄

3 国指定文化財のき損について

(1) 毛越寺塔山における樹木火災

①発生日 令和5年6月14日以前及び7月5日

②き損の概要

ア) 毛越寺西側のウォーキングトレイル脇で、下草及び枯枝の焼け跡5か所を確認。

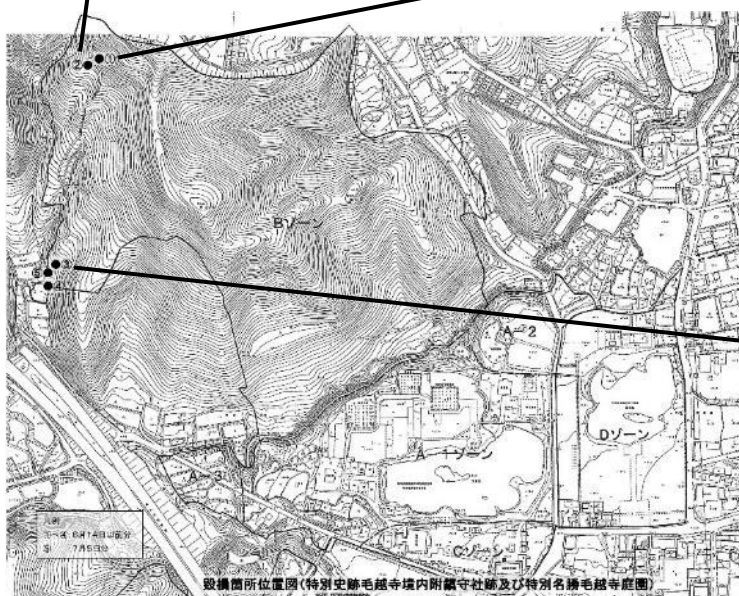
イ) 特別史跡及び特別名勝の本質的価値を構成している庭園及び建造物等への直接的な影響はなく、掘削行為は確認されていないことから史跡の価値への影響は無く、庭園等からの風致景観の影響も無い。

③き損後の対応

ア) 平泉町から文化庁に6月26日付けでき損届けを提出。

イ) 原因については、一関警察署において捜査中。

ウ) 7月7日(金)に報道発表済。



(2) 台風 7 号の接近に伴う大雨による平泉町内のき損

①発生日 令和 5 年 8 月 19 日

②き損の概要

線状降水帯の発生による大雨で、町内 3 つの国指定文化財地内で土砂が流出した。

③き損箇所

ア) 中尊寺境内での土砂流出

(3 箇所：月見坂沿いの望古台、光勝院北側斜面、地藏院南側斜面)

イ) 無量光院跡の西側土塁崩落

ウ) 柳之御所遺跡の堀跡部分の盛土の崩落

④き損後の対応

ア) 文化庁へは、き損届けを提出済

イ) 文化庁の指導を受けながら、復旧に向けた検討を進めている。



中尊寺望古台



中尊寺光勝院北側斜面



無量光院土塁崩落



柳之御所遺跡崩落

4 県指定文化財の保存管理等について

(1) 審議会委員による県指定文化財の調査報告実施報告について

○指定文化財：天然記念物 田鎖神社のブナ・イヌブナ林（宮古市）

調査日：令和5年9月5日（火）

調査委員：松木佐和子 委員

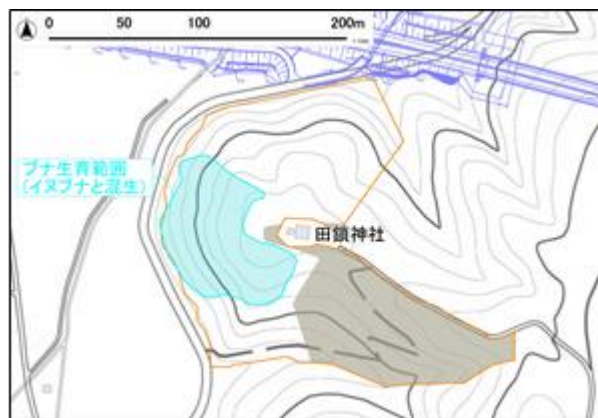
調査内容：一般国道106号田鎖墓目道路建設予定地が、指定地外ではあるものの近接地であることから、天然記念物への影響が懸念されるため現地の状況を確認したものの。

【確認概要】

①事業範囲図



②ブナ分布



③委員所見

現在の設計につき、指定地を（ぎりぎりとはいえ）外していることは評価できる。また、ブナ・イヌブナの分布が建設予定道路側には面していない西～南西斜面に多く見られることも、影響を緩和できる安心材料と言える。

一方で、トンネル掘削が及ぼす影響については、工事中や工事後における評価（モニタリング）が必要である。樹木の衰退は長期間かけて進行する場合も多い。そのため、今後ブナ・イヌブナ林の衰退が生じた場合、気候変動や、それによって生じる生態系の変化に伴うブナの更新阻害と、工事や供用後の影響とを厳密に切り分けることは難しいが、今事業に対する理解を醸成する上でも、現在あるブナ・イヌブナ成木の健全度および実生・稚樹の更新状況を今後もモニタリング（おおむね5年間隔が望ましい）することをお願いしたい。

④今後の事業予定

- ・路線西側の道路造成は今年度着手予定
- ・完成時期未定

1. 令和4年度の事業実績

(1) 発掘調査〔県事業団埋蔵文化財センター〕

▶ 野外調査、室内整理

	委託者	調査原因	遺跡名	所在地	調査面積	時代	遺構・遺物
1	国交省	水沢東B.P	中林下遺跡	奥州市	2,756 m ²	平安、中世	掘立柱建物、竪穴遺構 等
2	国交省	国道4号改築	西根遺跡	金ケ崎町	200 m ²	奈良・平安	堀、溝、柱穴
3	国交省	三陸沿岸道	サンニヤⅢ遺跡	洋野町	5,242 m ²	縄文	陥し穴、土坑
4	県土木部	県道改築	境・山下遺跡	奥州市	1,234 m ²	平安	竪穴住居、土坑、溝
5	県農水部	ほ場整備	滝大神1遺跡	花巻市	782 m ²	弥生	遺物包含層
6	県農水部	ほ場整備	天ケ沢遺跡	花巻市	3,000 m ²	縄文、弥生、平安	竪穴住居、陥し穴、遺物包含層
7	野田村	小学校建設	中平遺跡	野田村	8,260 m ²	縄文、平安	竪穴住居、土坑、陥し穴 等
8	北上市	工業団地	岡田遺跡	北上市	50,000 m ²	旧石器、縄文、平安	石器集中区、竪穴住居、陥し穴
9	釜石市	消防屯所建設	太田林遺跡	釜石市	567 m ²	縄文	竪穴住居、土坑、柱穴
10	県農水部	ほ場整備	中林下遺跡	奥州市	—		R3調査、整理継続
総計					72,041 m ²		

▶ 報告書刊行 9遺跡、5冊

(2) 分布調査〔県教委〕

□ 32事業について実施 …… 「要試掘調査」17事業 34遺跡

(3) 試掘調査〔県教委〕

□ 国・県関係の34事業について実施

「要発掘調査」8事業 14遺跡 国交省2、県土木1、県農林5

□ 市町村支援 北上市（工業団地）、田野畑村（個人住宅）

(4) 復興事業関連

□ 被災資料整理（陸前高田市）〔県事業団埋蔵文化財センター受託〕
陸前高田市立博物館の被災文化財（土器）の修復、整理

(5) 普及啓発

□ 埋蔵文化財展〔県事業団埋蔵文化財センター主催〕 入場者 746名。

令和4年11月12日（土）～11月20日（日） 町民文化会館（洋野町）
震災復興関連の発掘調査の成果を展示。

□ 埋蔵文化財展 入場者 303人

令和5年1月27日（金）～29日（日）ギャラリーアイーナ展示室

□ 岩手県の震災復興に伴う埋蔵文化財調査シンポジウム〔県教委主催〕

令和5年1月28日（土）アイーナ 小田島組☆ほ～る

入場者 100名、WEB配信視聴 200名。

震災復興関連の埋蔵文化財調査の総括。

□ 埋蔵文化財公開講座〔県事業団・県教委共催〕

令和5年1月29日（日）アイーナ 小田島組☆ほ～る 聴講者 67名

「三陸 海と山の古代文化－震災復興の発掘調査から－」

講師：八木光則氏（岩手大学平泉文化研究センター 客員教授）



2. 令和5年度の事業予定

(1) 発掘調査 (公財)県事業団埋蔵文化財センター

▶ 野外調査、室内整理

	委託者	調査原因	遺跡名	所在地	調査面積	時代	備考
1	国交省	水沢東BP	中林下遺跡	奥州市	1,940 m ²	平安、中世	調査中
2	県農水部	ほ場整備	天ヶ沢遺跡	花巻市	2,200 m ²	縄文、弥生	終了
3	県農水部	ほ場整備	折居遺跡	花巻市	9,382 m ²	縄文	調査中
4	県農水部	ほ場整備	作屋敷遺跡	奥州市	1,296 m ²	平安	
5	野田村	小学校建設	中平遺跡	野田村	2,000 m ²	縄文、平安	終了
6	北上市	工業団地	岡田遺跡	北上市	36,520 m ²	縄文、平安	調査中
7	北上市	工業団地	広表遺跡	北上市	14,900 m ²	縄文、平安	調査中
8	花巻市	工業団地	山ノ神Ⅱ遺跡	花巻市	55,541 m ²	縄文	調査中
9	釜石市	消防屯所建設	太田林遺跡	釜石市	485 m ²	縄文	終了
総計					124,264 m ²		

▶ 報告書刊行 3遺跡、3冊

(2) 分布調査 県教育委員会

□ 34事業40件を予定

(3) 試掘調査 県教育委員会

□ 34事業34件を予定

道路事業：国道改築、三陸沿岸道路IC改良、秋田道拡幅、県道改良
 ほ場整備事業：奥州市、花巻市、遠野市、一関市、一戸町、山田町 等
 市町村支援：北上市、花巻市(工業団地)



(4) 普及啓発

□ 埋蔵文化財展 県事業団埋蔵文化財センター主催

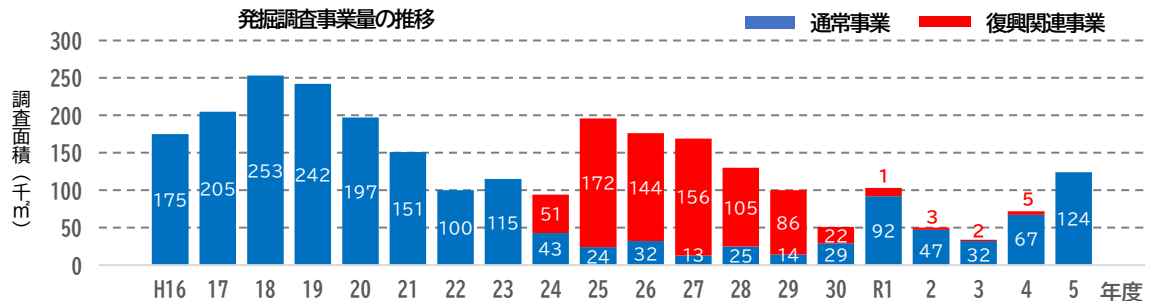
令和5年12月上旬 普代村(会場未定)

□ 埋蔵文化財公開講座〔県事業団・県教委共催〕令和6年1月29日(日) アイーナ 小田島組☆ほ～る

3. 現状と課題

□ 復興関連調査が終息していく中で発掘調査は減少傾向にあったが、今後増加に転ずる可能性がある。

- 三陸沿岸道路IC、国道106号、宮古西道路の改良事業
- 県南部を中心とした新規のほ場整備事業
- 専門職員が不在あるいは大規模事業対応が必要な市町村への支援



□ 現状で出土品の保管場所の確保が難しくなっている。

- 主に報告書掲載遺物を収蔵する県事業団埋蔵文化財センターの収蔵庫はほぼ限界
- 旧点字図書館の解体に伴い、収蔵されていた出土品は旧東和高校体育館に移動
- 復興調査により生じた大量の出土品により収蔵場所がひっ迫

市町村に対する譲与の働きかけを行っているが、現状では受け入れは進んでいない。

「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について

1 経過

- (1) 「平泉の文化遺産」は平成23年6月、「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」として、世界遺産一覧表に登録。
- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5か所（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。
- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」が**暫定リストに再記載**。候補となる構成資産は、やなぎのごしよいせき柳之御所遺跡、たつこのいわや達谷窟（以上、平泉町）、しるとりたていせき白鳥館遺跡、ちようじゃがはらいじあと長者ヶ原廢寺跡（以上、奥州市）、ほねでらむらしょうえんいせき骨寺村莊園遺跡（一関市）。
- (4) 令和2年3月、平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行。

2 保存管理

- (1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5構成資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」を改定（平成24年3月）。さらに、景観計画の改定や来訪者管理戦略の策定等を踏まえ再改定（平成31年3月）。
- (2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価」が求められたことから、これまで11件の評価を実施。
平成31年4月に文化庁から「世界文化遺産の影響評価に係る参考指針」が示されたことから、**令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の指標となる報告書を作成**。
- (3) 上記（2）や周辺環境の変化等を踏まえ、上記（1）を改定する作業を継続中。
- (4) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が行っている。

3 拡張登録への取組

- (1) 県及び関係市町は、有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」を組織し、拡張登録のための専門的、技術的助言を得ながら検討を進めている。
- (2) 資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、調査研究等を継続中。
- (3) 令和5年8月、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の意見を踏まえ、柳之御所遺跡を追加する推薦書案の作成を進めることを県・関係市町において申し合わせ、国への提出に向けて作業中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1 概 要

- (1) 構成資産は、4道県の17構成資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）
- (2) 本県の資産は、一戸町「御所野遺跡」（史跡）
- (3) 推進組織は、「縄文遺跡群世界遺産本部」（事務局：青森県）

2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言。現在までに19回開催。
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討。
- (3) 令和元年9月、国から登録推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ提出
- (4) 令和元年12月20日、閣議了解により、元年度のユネスコへの推薦が決定
- (5) 令和2年1月、国から登録推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターへ提出
- (6) 令和2年9月、イコモスによる現地調査実施
- (7) 令和3年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告
- (8) 令和3年7月27日、第44回世界遺産委員会において、世界遺産登録決定

3 保存管理

「縄文遺跡群世界遺産協議会」（事務局：青森県）が中心となり、保存管理の全体的調整を行っている。

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、23 か所。
- (3) 本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (4) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）。
- (5) 第 39 回世界遺産委員会決議において「構成資産全ての保全計画及び実施計画を策定すること」など 8 項目の勧告を受け、平成 29 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (6) 第 42 回世界遺産委員会において、前項「保全状況報告書」に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請され、令和元年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (7) 第 44 回世界遺産委員会において、戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションは不十分だとする決議が採択、「保全状況報告書」の提出を求められ、令和 4 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ提出。
報告書の内容については、次回の世界遺産委員会において審議される予定。

2 資産の価値

- (1) 幕末から明治後期にかけて、西欧諸国からの科学技術の移転を受け、技術交流に対応し変化を遂げた類稀な道程を証言する一連の遺産群である。（評価基準（ii）に対応）
- (2) 幕末、明治初期に急激に変化した時代を象徴する技術的集合体の卓越した例であり、産業化の時間的・地域的枠組みにおいて普遍的意義をもつ。相互に関連する日本の急速な産業化を先導した重工業の遺産群を包含し、グローバルな技術移転に力強い貢献をした証左である。（評価基準（iv）に対応）

3 保存管理

- (1) 資産全体の管理を「明治日本の産業革命遺産保全委員会」（事務局：内閣官房）が調整。
- (2) 橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を行っている。
- (3) 資産の一部に経年劣化が認められたことから、令和 4 年度に石垣修復を実施。石垣の一部を積み直し、落石防護ネットを使用、影響を及ぼす木根の除去を行った。景観への配慮について、検討を継続中。

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて

1 施設の理念（目指す姿）

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設

2 施設の概要

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで)
- (2) 休館日 年末年始、毎月末日、資料整理日として5日間程度
- (3) 入館料 **令和5年4月1日から有料**
一般 個人 310円、団体（20人以上）140円/人
学生 個人 140円、団体（20人以上）70円/人
高校生以下 無料

3 開館までの経過

2021.05.11 建物竣工
2021.09.30 展示製作 終了
2021.10.01 関係職員駐在開始（学芸担当、会計年度職員）
2021.11.20 開館

4 展示資料点数

常設展示 約300点（パネル・映像等を含む。うち重要文化財約150点）

5 来館者数

令和5年6月末現在入館者数 34,748人（個人29,406人、団体5,342人）

6 その他

令和5年4月1日から、指定管理制度を導入
（指定管理者：公益財団法人岩手県文化振興事業団）

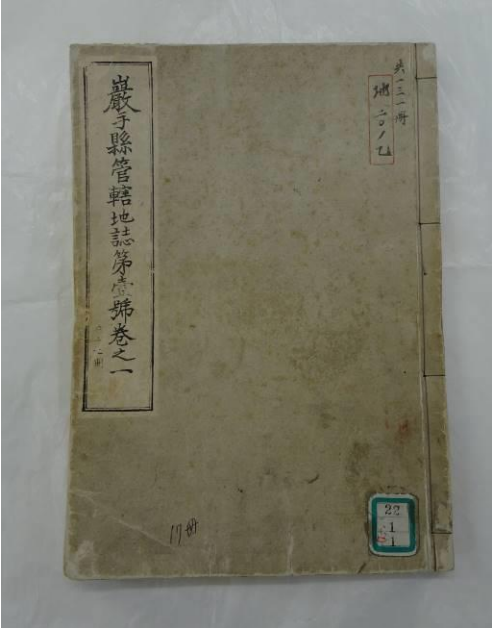
諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（美術工芸品・古文書の部）
名 称 ・ 員 数	岩手県管轄地誌（いわてけんかんかつちし） 甲本：11 巻 131 冊 乙本：11 巻 131 冊
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	甲本：盛岡市内丸 12-2 盛岡市 乙本：盛岡市内丸 10-1 岩手県
文化財の所在場所	甲本：盛岡市内丸 1-50 もりおか歴史文化館 乙本：盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 7 番 1 号 岩手県立図書館
指 定 理 由	<p>『岩手県管轄地誌』は、明治政府の指令により明治 9 年(1876)から明治18年(1885)にかけて岩手県が編纂した地誌で、第 1 号岩手郡17冊から、第11号二戸郡 9 冊までの全11巻131冊からなり、保存状態も良好である。</p> <p>各郡の 1 冊目は郡誌が充てられ、2 冊目以降は各村誌が記された。収録されている村の数は全642か村で、郡誌で記載されている項目は沿革・地勢・気候・風俗・貢租・戸数・物産などからなり、村誌もほぼ同じような項目立てとなっている。</p> <p>『岩手県管轄地誌』は明治政府が近代国家としての基礎を築くために行った地誌編纂事業である『皇国地誌』の編纂事業であり、別名『郡村誌』とも呼ばれ、政府の指令のもと、岩手県が編纂した地誌である。その後、『皇国地誌』の編纂事業は『大日本国誌』の編纂に引き継がれていくが、関東大震災により一部を除いて多くの『郡村誌』や『大日本国誌』は焼失した。そうしたなか東北では宮城県に控えの『皇国地誌』（宮城県指定有形文化財）が、青森県には明治 5 年から同 9 年にかけて編纂された『新撰陸奥国誌』が残っている。岩手県には『岩手県管轄地誌』が全郡揃って残っており、全国的にも貴重である。</p> <p>今回指定するのは、甲本11巻131冊と、乙本11巻131冊である。これまで県立図書館所蔵の乙本が原本で、もりおか歴史文化館所蔵の甲本が写しと考えられていたが、始めに作成された甲本に修正が施され、その修正箇所を反映させて清書・完成したのが乙本である。</p> <p>明治前期の調査であり不正確さも一部にみられるものの、当時の岩手県のあり様が事細かに記録された本史料は、ほかに同様の史料がなく、岩手県の成り立ちを理解するうえで、さらに、江戸時代の村のあり様を類推するうえでも極めて重要な歴史的価値を有する史料である。また、『岩手県管轄地誌』の編纂過程を知ることのできる甲本もまた貴重であり、甲本乙本ともに指定するのが適当である。以上のことから、岩手県有形文化財として指定するものである。</p>

	<p>(指定基準)</p> <p>第1 有形文化財指定基準</p> <p>古文書の部</p> <p>2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。</p> <p>4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。</p>
--	--



甲本



乙本

指定文化財調査報告書

調査員 兼平 賢治 印

令和 5年 7月 30日

1 所有者の住所・氏名	甲本:岩手県盛岡市内丸12-2 盛岡市 乙本:岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県
2 文化財の所在場所	甲本:もりおか歴史文化館 乙本:岩手県立図書館
3 種別	有形文化財(美術工芸品・古文書の部)
4 名称	岩手県管轄地誌(いわてけんかんかつちし)
5 員数	甲本:11巻 131冊 乙本:11巻 131冊
6 品質・形状	和紙(岩手県罫紙) 縦帳(四ツ目綴) 保存状態良好
7 寸法・重量	甲本:縦 約27.0cm 横 約19.2cm 乙本:縦 約26.0cm 横 約18.0cm
8 作者	岩手県
9 時代又は年代	甲本・乙本ともに:明治9年(1876)10月～明治18年(1885)6月
10 画讃・奥書・銘文等	甲本・乙本ともに:題箋に「岩手県管轄地誌」とある。 甲本の表紙に「地二〇ノ甲」、乙本の表紙に「地二〇ノ乙」の記載がある。
11 伝来	作成は岩手県。岩手県の罫紙を使用し、「岩手県図書館章」の蔵書印がある。 その後、甲本は盛岡市に、乙本は岩手県に伝わった。
12 その他	乙本については、写真製版の体裁で、岩手県編『岩手県管轄地誌』第1～15巻(東洋書院、2003年)として刊行されている。
13 所見	『岩手県管轄地誌』は、明治政府の指令により、岩手県が明治8年(1875)に体制を整え、明治9年(1876)から明治18年(1885)にかけて編纂した地誌である。全11巻131冊で、第1号岩手郡17冊(明治12年10月、編纂完了の年月、以下同じ)、第2号紫波郡9冊(明治10年10月)、第3号稗貫郡10冊(明治9年10月)、第4号和賀郡14冊(明治11年4月)、第5号江刺郡7冊(明治14年8月)、第6号胆沢郡8冊(明治13年11月)、第7号磐井郡14冊(明治18年3月)、第8号気仙郡7冊(明治13年3月)、第9号閉伊郡24冊(明治11年12月)、第10号九戸郡12冊(明治12年3月)、第11号二戸郡9冊(明治18年6月)からなる。各郡の1冊目は郡誌に充てられ、2冊目以降は各村誌が記された。収録されている村の数は全642か村。郡誌に記載されている項目は、岩手郡を例に挙げると、疆域・幅員・

沿革・縣治・里程・地勢・氣候・風俗・地味・郷莊・町村数・官用地・税地・無税地・官有地・貢租・戸数・人数・牛馬・舟車・山川・原野・鉾山・道路・瀧・温泉・社・寺・学校・病院・電線・会所・警察・公園・郵便局・機業場・縣会場・城地・宿町・物産・民業・人物からなる。村誌もほぼ同じような項目立てであり、最後に編纂が完了した年月とともに、県令、編輯科長、編輯科副長、編輯担当者の氏名が記載されている。当時の県令は島惟精(明治17年まで)と石井省一郎(同19年まで、以降は知事)である。なお、現在の県域が確定したのは、明治9年5月のことである。

明治政府は近代国家の認識を高め、その基礎を築くために、全国統一の官撰地誌を編纂することを企図し、全国の歴史と地理を把握しようと、修史事業と地誌編纂事業とを行った。その事業に『皇国地誌』の編纂がある。政府は明治5年9月に編纂を行うことを布告し、同8年6月に「皇国地誌編輯例則并着手方法」を各府県に通達して、郡誌と村誌の担当者を決め調査を行い、地図を付して内務省地理寮に提出するよう求めた。そのため『皇国地誌』は『郡村誌』とも呼ばれる。『岩手県管轄地誌』は、政府の指令のもと岩手県が編纂した官選の地誌である。

編集担当者(編輯御用掛)に星川正甫が加わっているのは注目される。星川は、文化2年(1805)生まれの盛岡藩士で、文久元年(1861)に盛岡藩士の系図集である「参考諸家系図」(岩手県立図書館所蔵)を完成させて藩主南部利剛に献上したことで知られるが、このほか城下盛岡周辺の地誌である「盛岡砂子」(岩手県立図書館所蔵)を編纂するなど、地理・歴史に精通した人物であり、明治時代になって官吏となると、『岩手県管轄地誌』の編纂に従事している。近代国家が編纂した地誌には、江戸時代に培われた能力が活かされていたのである。

この『皇国地誌』の編纂事業は、明治17年に方針が変更され、その後、『大日本国誌』の編纂に引き継がれていくが、関東大震災により一部を除いて多くの『郡村誌』や『大日本国誌』は焼失した。東北では、宮城県に控えの『皇国地誌』(宮城県図書館蔵)が残されていて県の有形文化財に指定されており、青森県には明治5年から同9年にかけて編纂された『新撰陸奥国誌』(東京大学史料編纂所蔵)が残る。そして岩手県には、『岩手県管轄地誌』が全郡11巻131冊すべて揃って残っており、全国的にも貴重である。

『岩手県管轄地誌』には甲本と乙本とがある。岩手県が編纂・所蔵していたものだが、その後、甲本は盛岡市に移った。ともに岩手県の罫紙に記され、「岩手県図書館章」の蔵書印がみられる。分類番号として、甲本には「地二〇ノ甲」、乙本には「地二〇ノ乙」と表紙に記されている。この甲本と乙本との関係だが、例えば『日本歴史地名大3 岩手県の地名』の文献解題では、11巻130冊とされ、甲本が写本、乙本が原本とする。冊数については、改めて確認すると甲本・乙本ともに131冊であり、1冊目の表紙には「共一三一冊」と記されている。また、原本・写本とされている関係についてだが、これも改める必要がある。ともに奥付は同じであるが、甲本には押紙・掛紙・朱書で数多く加筆・修正がなされており、その加筆・修正が反映されたかたちで作成されたものが乙本である。

甲本については、第2号紫波郡に、編纂にあたった「庶務課編輯科」の押印があることから、早い時期に作成されたものと判断される。また、赤字の指示に「清書ノ

トキ～並ヘテ書ヘシ」、「浄書ノキ一字挙テ～」などとあるように、不備を改め「清書」して完成させる必要があった。さらに、第3号稗貫郡の付箋には、「明治十二年一月九日」として、「本村組惣代ニ問合せ缺ヲ補フ」とあって、稗貫郡の編纂が完了した明治9年以降も丁寧に加筆・修正がなされていた。このように甲本は、乙本に先行して作成された『岩手県管轄地誌』であり、そこに施された加筆・修正からは、乙本として完成させるまでの編纂過程がわかる点で貴重である。

乙本については、甲本の加筆・修正が反映されたかたちで作成されており、「清書」を経て完成した『岩手県管轄地誌』の姿をみることができる点で貴重である。ただし、第1号・第2号・第10号とそれ以外の号とでは題箋が異なり2種類あって、前者の号の一部には「卅三年三月九阜堂印刷」とある岩手県の罫紙が使用されているから、明治33年以降に部分的に編綴し直されている。しかし、一括して乙本として伝えられ、完成版としての内容を知ることができる乙本が貴重であることには変わりはない。なお、第10号には、「校合済」「読合済」の付箋もみられる。

『岩手県管轄地誌』は、明治前期の調査であり不正確さも一部にはみられるものの、当時の岩手県のあり様が事細かに記録された史料は、ほかに類例がなく、岩手県の成り立ちを理解するうえで、さらに江戸時代の村のあり様を類推するうえでも、極めて重要な歴史的価値を有する史料である。以上のことから、『岩手県管轄地誌』の甲本、乙本は、ともに指定するにふさわしい史料であると認められる。

なお、『皇国地誌』の編纂では、地図を付すことが求められていた。岩手県立図書館には『岩手県管轄地誌』の編纂によって作成された数多くの地図が所蔵されているが、残念なことに来歴のわからない地図も数多く混在している状況にあり、これらを分けて指定することは現時点では極めて困難である。よって今回は地図の指定は見送り、簿冊のみとする。検討すべき地図は620以上に及ぶが、いずれ地図の分析・整理が進んだ段階で追加することを検討したい。

このほか、もりおか歴史文化館には、甲本のほかに、「南部家図書」の蔵書印のある『岩手県管轄地誌』2冊が収蔵されている。ともに第1号岩手郡の1冊目の郡誌である。郡誌には南部氏の歴史が記されていることから、南部家に伝わったのだろう。この2冊については、岩手県が編纂・所蔵していた『岩手県管轄地誌』とは性格が異なることから、これらは指定から除いた。

参考文献

『岩手県史』第8巻・近代篇3、杜陵印刷、1963年

山口静子「ぐんそんし 郡村誌」(『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、1984年)

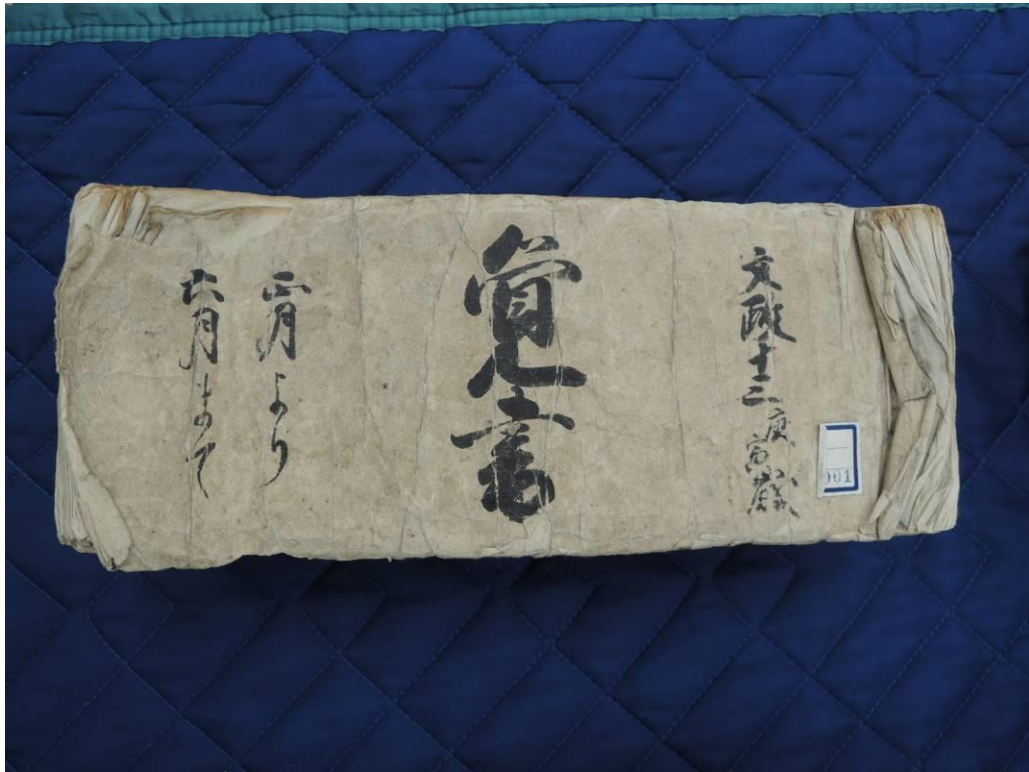
『日本歴史地名大系3 岩手県の地名』(平凡社、1990年)

『角川日本姓氏歴史人物大辞典3 岩手県姓氏歴史人物大辞典』(角川書店、1998年)

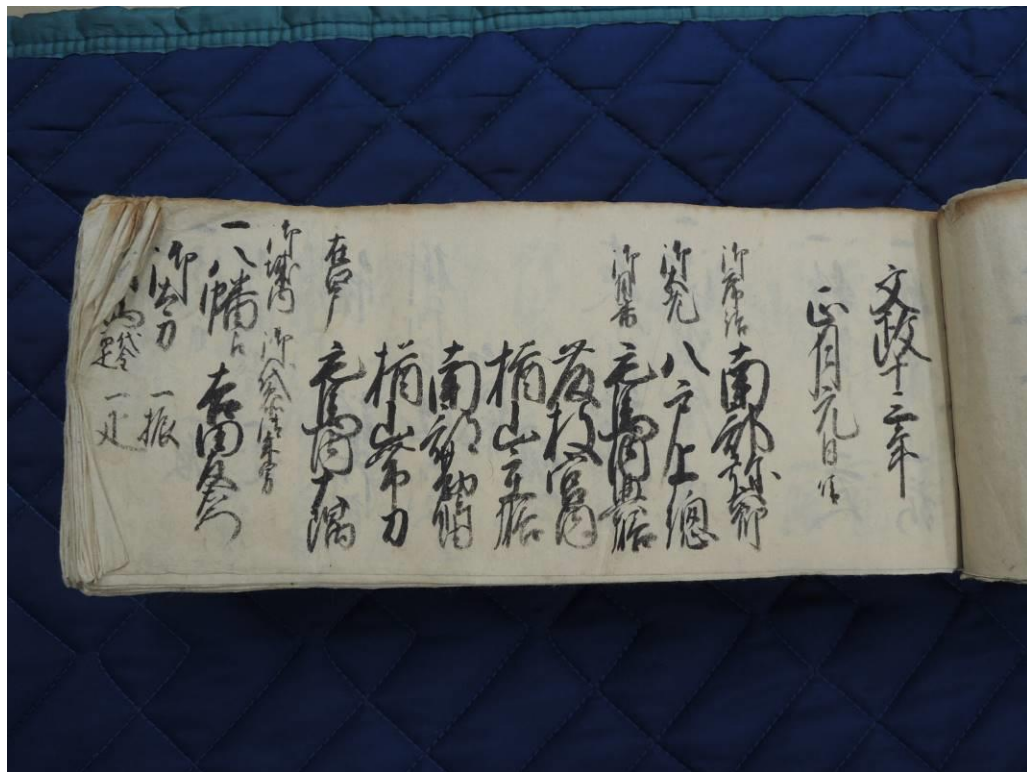
細井計「『岩手県管轄地誌』について」(岩手県編『岩手県管轄地誌』別冊、東洋書院、2003年)

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（美術工芸品のうち古文書）
名 称 ・ 員 数	盛岡藩覚書 105 冊 （もりおかはんおぼえがき）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	盛岡市内丸 12-2 盛岡市
文化財の所在場所	盛岡市内丸 1-50 もりおか歴史文化館
指 定 理 由	<p>盛岡藩覚書は盛岡藩の藩庁日記で、文政13年（天保元、1830）～明治3年（1870）までの105冊が伝わり、一般には盛岡藩家老席日記「覚書」として知られる。105冊のうち67冊は原本にあたり、38冊が忠実な写しであり、保存状態も良好である。</p> <p>この盛岡藩覚書は、日付のところに月番の家老の名前が記されているように家老席（表御用部屋と改称）の日記である。また、日々記録されている記事の内容も、すでに有形文化財に指定されている盛岡藩雑書とほぼ同様であり、盛岡藩雑書に続き、明治3年まで継続して家老席の記録が残されたものであるから、盛岡藩雑書と同等の価値が認められる。このことから、盛岡藩覚書は有形文化財に指定されるにふさわしい価値を有する史料といえる。</p> <p>本史料は、近世から近代への転換期にあたる時期の盛岡藩の公式な記録であり、盛岡藩で最大の一揆である三閉伊一揆の発生した弘化・嘉永年間の記事が収録されている点や戊辰戦争、奥羽越列藩同盟、白石転封、盛岡復帰、廃藩置県といった幕末維新期の日々の動向を克明に知ることができる点に固有の価値が認められる。</p> <p>本史料には38冊の写しがあるが、これらには表紙に「南部藩史編纂草稿」の印や「閲覧済」等の付箋が見られ、明治期の盛岡藩史編纂事業に供するためのものであったと考えられる。原本とともに写しも歴史的な価値を有するものであることから、あわせて指定すべきものである。</p> <p>盛岡藩雑書とともに江戸時代をほぼ網羅する盛岡藩の藩庁日記としての価値は揺るぎないものであり、岩手県指定有形文化財として指定することが適当である。</p> <p>（指定基準） 第1 有形文化財指定基準 古文書の部 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。</p>



覚書（文政13年・表紙）



覚書（文政13年）

指定文化財調査報告書

調査員 兼平 賢治 印

令和 5年 7月 30日

1 所有者の住所・氏名	盛岡市内丸12-2 盛岡市
2 文化財の所在場所	もりおか歴史文化館
3 種別	有形文化財(美術工芸品・古文書の部)
4 名称	盛岡藩覚書
5 員数	105冊
6 品質・形状	和紙 横長帳 保存状態良好
7 寸法・重量	「覚書」文政13年(天保元、1830)1月～6月 縦 13.0cm 横 33.0cm 厚さ 11.3cm ほかは別紙に一覧あり
8 作者	盛岡藩
9 時代又は年代	文政13年(天保元、1830)～明治3年(1870)
10 画讃・奥書・銘文等	表紙に「覚書」との記載あり ただし、表紙を欠く簿冊も含まれる
11 伝来	盛岡藩から南部家(「南部家蔵書」の張り紙や「南部家図書」の蔵書印あり)、そして、盛岡市に移り、現在に至る。
12 その他	有形文化財の盛岡藩雑書とともに盛岡藩の家老席の日記で価値は同等。
13 所見	盛岡藩覚書は、盛岡藩の藩庁日記で、文政13年(天保元、1830)から明治3年(1870)までの105冊(なお、天保2～11年分は欠落)が伝わり、一般には盛岡藩家老席日記覚書として知られる。家老席(名称はのちに老中席、表御用部屋に改称され、書記役も御用之間御物書から表御用部屋御物書と改称)の所管する日記であり、日付、天候、月番の家老の名前とともに、日々の出来事が記録されている。現在105冊伝わるが、そのうちの67冊は原本にあたり、38冊が原本に忠実な写しである。写しは嘉永6年(1853)から明治2年(1869)までのものが作成されており、その前後は原本のみが残る。翻刻文は『盛岡藩覚書 文政十三年』(岩手県文化振興事業団)と『家老席日誌覚書』慶応編・明治編(東洋書院)

が先行して刊行され、現在は『盛岡藩家老席日記覚書』（東洋書院）の刊行がはじまって第2巻までが出版された。

この盛岡藩覚書は、その性格を端的に述べれば、日付のところに月番の家老の名前が記されているように、家老席の日記である。また、日々記録されている記事の内容も、有形文化財に指定されている家老席の日記である盛岡藩雑書190冊（寛永21年〔正保元、1644〕～天保11年〔1840〕）とほぼ同様であり、この盛岡藩雑書とともに、明治3年まで家老席の記録が残されたものであるから、盛岡藩雑書と同等の価値が認められるものである。こうしたことから、盛岡藩覚書は、有形文化財に指定されるにふさわしい価値を有する史料といえるだろう。盛岡藩覚書がもつ固有の史料的価値を示すとすれば、近世から近代への転換期にあたる時期の盛岡藩の公式な記録であり、特に盛岡藩で発生した最大の一揆で民衆の力が示された三閉伊一揆の発生した弘化・嘉永年間の記事が収録されている点、戊辰戦争、奥羽越列藩同盟、白石転封、盛岡復帰、廃藩置県といった幕末維新期の日々の動向を克明に知ることができる点などにある。

盛岡藩覚書には38冊の写しがあるが、この写しは、原本の虫損や破損した箇所
の文字を筆写していないことから、原本作成から一定の時間経過してから作成した
ものと考えられる。そして、写しを作成する契機としては、表紙に「南部藩史編
纂草稿」の印や「閲覧済」、「参取スヘキナシ」などの付箋がみられるように、明
治期の盛岡藩史編纂事業に供するためであったと考えられる。こうした編纂事業に
ついてうかがうことのできる史料でもあり、原本とともにその写しも歴史的な価値を
有するものであることから、あわせて指定すべきものと判断する。

ところで、盛岡藩雑書と盛岡藩覚書との関係であるが、「雑書」が従来、天保11
年までとされており、「覚書」が天保12年以降伝わることから、「覚書」は「雑書」の
後継の日記であると理解されてきた。しかし、文政13年（天保元、1830）の「覚
書」が残され、同年の「雑書」が欠本であること、また、今回新たに天保12年の7月
から12月の記事を収録する「雑書下書」が発見され、同年の1月から6月の記事
を収録した簿冊は「覚書」のうちの1冊として伝わっていることを考えると、天保11
年まで記録された「雑書」の後継の日記として、「覚書」が天保12年から新たに記
録されはじめた、とする理解は見直されるべきである。「雑書」が豎帳でありなが
ら、「覚書」が横長帳と、形態が大きく異なる点にも留意する必要がある。

	「雑書」	「覚書」
寛永21年～文政12年	○	×
文政13年(天保元年)	×	○
天保2～11年	○	×
天保12年1月～6月	×	○
天保12年7月～12月	○	×
天保13年～明治3年	×	○

盛岡藩雑書のうち文政年間以降の「雑書下書」は、「雑書」として丁寧に清書
して完成させる以前の草稿の状態と考えられるが、その「雑書下書」の天保9

年や同11年の表紙には、「御用状御役進退、御目付所留、公事留他向御用 入」とあることから、「雑書」の記事の基本となる家老席の記録に、ほかの機関の記録などである「御用状御役進退、御目付所留、公事留他向御用」といった情報が加えられて、草稿段階の「雑書下書」が作成されていたと推測される。そして「雑書」の記事の基本となる家老席の記録こそが「覚書」であると考えられる。

つまり、家老席の日々の記録である「覚書」があり、その「覚書」の記事が取舍選択されたり、諸機関の記録が取り込まれたりするなどして「雑書下書」が編まれ、さらに内容を精査し丁寧に清書されて、藩の公的な記録である「雑書」にまとめられる。そして、「雑書」、「雑書下書」、「覚書」が重複することなく伝わっている事実からは、「雑書」が完成すると、後世に伝えるべきは「雑書」だけであり、「雑書下書」や「覚書」は廃棄されたと推測される。天保13年以降、「覚書」としてのみ残されたのは、19世紀となり、藩もさまざまな課題を抱えるなかで、「雑書」の編纂に力を向けるだけの時間と余力がなく、「雑書」として完成させるに至らなかったからだろう。藩庁日記の編纂には多くの時間と労力、資金とを必要としたからである。

上記のとおりであったとしても、「覚書」が盛岡藩の日々の動向を克明に伝える記録としての史料的価値を損なうものではなく、盛岡藩雑書とあわせて江戸時代をほぼ網羅する盛岡藩の藩庁日記としての史料的価値は揺ぎないものであって、高く評価されるものである。よって指定するにふさわしい史料であると認められる。

参考文献

鈴木幸彦・大島晃一「盛岡藩「覚書」―解題と史料紹介―」(岩手県立博物館編『岩手県立博物館研究報告』第1号、岩手県立博物館、1983年)

岩手県立博物館編『盛岡藩覚書 文政十三年』(岩手県文化振興事業団、1993年)

兼平賢治「東北諸藩の日記―盛岡藩「雑書」と守山藩「守山御日記」の特徴」(福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、2022年3月)

兼平賢治「天保12年の家老席日記「雑書」の発見―家老席日記「雑書」と「覚書」の関係―」(『岩手史学研究』第104号、2023年9月刊行予定)

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財(風俗慣習)
名 称 ・ 員 数	盛岡八幡宮祭りの山車行事 (もりおかはちまんぐうまつりのだしぎょうじ)
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	盛岡市八幡町 13 番 1 号 盛岡山車推進会
文化財の所在場所	岩手県盛岡市
指 定 理 由	<p>岩手県内の祭りは、旧盛岡藩領域、旧仙台藩領域、またその境界地域、そして沿岸地域で大きく異なる。</p> <p>盛岡八幡宮祭りの山車行事は、旧盛岡藩領域の祭りの代表であり、この祭りの影響を受けて周辺で人形を載せた山車を出す祭りが行われてきた。</p> <p>八幡宮祭礼は、盛岡藩南部氏の盛岡城の城下町において、藩主が祭主となる領内第一の祭礼(元禄 16 年(1703)に公儀御祭礼)であった。宝永 6 年(1709)ないし正徳 3 年(1713)に祭礼行列に城下町 23 丁から丁印や作り物を載せた山車が従うようになり、文化・文政年間(1804~1831 年)に祭りは盛大になり、担ぎ山から曳山へと変わった。</p> <p>山車は、二輪の大八車にそのつど演目に合わせて趣向を凝らした人形や動物を正面と背後に載せる。「盆」(円座)の上に大岩(山)、その上に松の木を配し、荒波、花木で飾り、夜は電飾で照らす。</p> <p>山車の主体は、当初は城下町の 23 丁の町組織や町内若者組であったが、その後は町の火消組へと移り、明治・大正期には町内の有志や若者連が主体となることもあった。現在の山車奉納には、消防団の各分団が主体となる団体の他に、同好会や町内会など新たな団体も加わり、祭りの発展に寄与している。</p> <p>盛岡八幡宮祭りの山車行事は、城下町の町の人たちが継承してきた文化であり、その維持には町内はじめ近郊の多くの職人が関わり、技術を継承し発展させる場ともなってきた。しかし、現在は山車に関わる職人文化の継承に危機感がもたれており、新たな継承の方法が積極的に議論されている。祭りの継続は、技術の継承を意識することにも役割を果たしており、また地域の子供たちが囃子に参加して、地域の文化に関わっていくための貴重な機会ともなっている。</p> <p>これらのことから、この行事は歴史的経緯が明瞭であり、旧盛岡藩領域の祭りのあり方の典型を示し、継承するものとして重要なものであるため、岩手県指定無形民俗文化財として指定するのにふさわしいものとする。</p> <p>【指定基準】</p> <p>1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。</p> <p>(1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。</p> <p>(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。</p>



八幡宮神事行列図



盛岡八幡宮祭りの山車行事①



盛岡八幡宮祭りの山車行事②



盛岡八幡宮祭りの山車行事③

指定文化財調査報告書

調査員 東 資 子

令和 5 年 7 月 31 日

1 保持者又は保持団体 の住所・氏名(名称)	盛岡山車推進会
2 文化財の所在場所	岩手県盛岡市
3 種別	無形民俗文化財(風俗慣習)
4 名称	盛岡八幡宮祭りの山車行事(もりおかはちまんぐうまつりのだしぎょうじ)
5 員数	1
6 品質・形状	
7 寸法・重量	
8 作者(保存会)	
9 時代又は年代	
10 画讃・奥書・銘文等	
11 伝来	
12 その他	<p>【由来・伝承】</p> <p>八幡宮祭礼は、盛岡藩南部氏の盛岡城の城下町において、藩主が祭主となる領内第一の祭礼(元禄 16 年(1703)に公儀御祭礼)であった。宝永6年(1709)ないし正徳3年(1713)に祭礼行列に城下町 23 丁から丁印や作り物を載せた山車が従うようになり、文化・文政年間(1804～1831 年)に祭りは盛大になり、担ぎ山から曳山へと変わる。</p> <p>当初、山車の主体は 23 丁の町内組織や町内若者組であったが、寛政 11 年(1799)町火消組の創設により町火消組へと移っていった。丁印は明治 17 年(1884)の大火で多くが失われ、途絶える。明治・大正期の番付では当時は町内有志や若者連として出していたことがわかる。現在の山車奉納には、消防団の各分団が主体の団体のほかに、同好会や町内会など新たな団体も参加するよう</p>

になってきている。

【場所・時期】

盛岡八幡宮、盛岡市内各地

山車運行は9月 14～16 日

9月 14 日午後から、盛岡八幡宮の神輿渡御に各組の山車が供奉し(「八幡下り」、15、16 日は山車がそれぞれに市内を回る。15 日夕刻には盛岡城跡公園から大通りへ電飾を灯して運行する「山車大絵巻パレード」を行う。

【内容】

門前のい組と同好会はほぼ毎年、い組以外の消防団や町内会は2～4年の間隔を空けて山車を出すので、例年、祭りに奉納するのは7～9台の山車である。

・第 1 分団 仙北町 は組 ・第 2 分団 鉾屋町 め組 ・第 3 分団 肴町 一番組 ・第 4 分団 八幡町 い組 ・第 5 分団 紺屋町 よ組 ・第 6 分団 本町 二番組 ・第 7 分団 大沢川原 本組 ・第 8 分団 長田町 三番組 ・第 9 分団 新田町 か組 ・第 10 分団 三ツ割 み組 ・第 11 分団 前潟 わ組 ・第 12 分団 本宮 な組 ・第 13 分団 中野 と組 ・第 14 分団 浅岸 た組 ・第 15 分団 厨川 や組 ・第 17 分団 青山町 青山組 ・第 19 分団 太田 お組

・中屋敷町 城西組 ・神子田町 盛山会さ組 ・中ノ橋通 の組 ・南大通 南大通二丁目町内会 ・盛岡観光コンベンション協会

山車は、二輪の大八車にそのつど演目に合わせて趣向を凝らした人形や動物を正面と背後に載せる。「盆」(円座)の上に大岩(山)、その上に松の木を配し、荒波、花木で飾り、夜は電飾で照らす。

各組は、高張提灯を先頭に、金棒を持った露払い、役員団、手古舞がつづき、手木打ちが指示を出し、勢子、強力が山車を曳く。

山車の上の小太鼓、大太鼓と山車に付き添った笛、鉦で「南部ばやし」を奏で、「イヤーイヤーエー」の音頭の出だしに続いて「ヤーレ、コリャノセー」と受ける「南部木遣り」の音頭が上げられる。

【保存伝承活動】

祭りに参加を決めた組は番屋を開き、近くに「カケス」(山車格納場)を小屋かけて組員が作業を行う。人形の頭と手足は業者に委託し、人形の胴、衣装、小道具、花、波などを自分たちで作成するのが一般的である。人形を製作する仏師などの職人や大八車の車輪を作れる職人が昔は多くいたが、現在は職人の数が減ってきており、継承のための試行が始まっている。

各組で出場のつどに勢子、手古舞、太鼓打ち(大太鼓は男女青年、小太鼓は小学生高学年)を募集する。昭和 50 年頃からは太鼓打ちに女性も参加するようになった。囃子は各組でそれぞれに伝承しており、手木打ちを中心に太鼓の指

	<p>導がなされる。</p> <p>【指定】 昭和 60 年 8 月 1 日 盛岡市指定無形民俗文化財</p> <p>【参照文献】 「盛岡八幡宮御神事行列番組」 『岩手史叢 第三巻 内史略3』1973、『岩手史叢 第四巻 内史略4』1973、 『盛岡市文化財シリーズ第 16 集 盛岡八幡宮祭りの山車行事』1986、『盛岡藩 雑書 第 9 巻』1995、『盛岡藩雑書 第 10 巻』 1996</p>
13 所見	<p>岩手県内の祭りは、旧盛岡藩領域と旧仙台藩領域、またその境界地域、そして沿岸地域で異なる。盛岡八幡宮祭りの山車行事は、旧盛岡藩領域の祭りの代表であり、この祭りの影響を受けて周辺で人形を載せた山車を出す祭りが行われてきた。</p> <p>祭りは、当初は城下町の 23 丁の町組織や町内若者組、その後は町の火消組が運営を担い、明治・大正期には若者組や有志が主体になることもあり、現在の盛岡市消防団の分団組織などへと引き継がれている。近年は新たに各種団体が加わり、祭りの発展に寄与している。</p> <p>盛岡八幡宮祭りの山車行事は、城下町の町の人たちが継承してきた文化であり、その維持には町内はじめ近郊の多くの職人が関わり、技術を継承し発展させる場ともなってきた。しかし、現在は山車に関わる職人文化の継承に危機感がもたれており、新たな継承の方法が積極的に議論されている。祭りは、技術の継承を意識することにも役割を果たしている。</p> <p>また地域の子供たちが囃子に参加して、地域の文化に関わっていくための貴重な機会ともなっている。</p> <p>【指定基準】 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。 (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。 (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。</p>

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財（風俗慣習）
名 称 ・ 員 数	盛町五年祭（さかりまちごねんさい）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	大船渡市盛町字町1番地4 盛町五年祭保存会
文化財の所在場所	岩手県大船渡市盛町
指 定 理 由	<p>盛町五年祭は、4年ごと（寅・午・戌の年）の4月末頃に、天神山の天照御祖（あまてらすみおや）神社から盛町の町中へわたる神輿に供奉して、稚児行列などのほか、山車や「曲録」、権現舞、囃子屋台、手踊りの群舞が行列するものである。</p> <p>大船渡市盛町は、江戸時代は盛郷のうちの田茂山村であり、脇往還の一つである盛街道の終着点である盛宿は、内陸と太平洋岸をつなぎ農産物と海産物の行きかう場であった。また昭和10年（1935）には大船渡線が一ノ関～盛間に開通し、陸上交通の中核地ともなった。</p> <p>天照御祖神社は旧田茂山村の村社で旧号は神明宮と称し、寛永6年（1629）、または宝永6年（1709）に現在地に遷座し、再興したという。祭礼の記録「御祭礼行列役割帳」は明治15年（1882）から保存されているが、それ以前の記録は不詳である。祭礼に供奉する曲録は、文政9年（1826）頃に仙台藩の足輕を招いて習得したと言われている。</p> <p>明治期は旧暦2月16日に祭礼を行っていたが、明治末に新暦の4月6日となり、昭和後期には4月29日や5月3日に開催されている。</p> <p>内容においては、山車、芸能、芸能を載せた屋台という複合的な要素を持つ点で特徴的である。</p> <p>山車は「館山車（やかただし）」といわれ、高い建物を置き、定型の神像と女官などと称される人形を載せ、前後にそのつど作る武者などの人形などを載せる。藩政時代に旧仙台藩領第一の祭りであった仙台祭は明治期末に廃絶したが、旧領域内の祭りはその影響を受けて発展し、仙台祭の特徴を伝えてきた。人形と館を載せた山車はその特徴の一つと考えられる。</p> <p>「曲録」は大名行列に倣った芸能であり、道具の受け渡しを披露しながら、曲録という神座を載せた神馬を曲録唄（馬子唄）を歌いながら曳くもので、大船渡市指定無形民俗文化財となっている。大名行列の奴振りは、岩手県内の旧仙台藩領域で多く見られるが盛町五年祭では早い時期から伝承されているといわれており、周辺へ影響を与えた可能性も考えられる。</p> <p>さらに、毎年ではなく、決まった周期で大祭を催行する式年祭は、旧気仙郡周辺に特有の祭りの様式であり、盛町五年祭はその点でも典型的である。旧気仙郡の郷社であった氷上神社（陸前高田市高田町）の祭礼でも同様に式年で複数の山車を出す盛大な祭りを伝えていたが、東日本大震災で被災したため祭りの姿が失われており、盛町五年祭での継承は貴重である。</p>

以上により、盛町五年祭は旧仙台藩北部の特徴を継承する岩手県南部の祭りであるとともに、式年祭という旧気仙郡に特徴的な様式においても典型的である。また、山車、芸能、芸能を載せた屋台という複合的な内容を持つことも地域的な特色を示している。これらのことから、岩手県指定無形民俗文化財として指定することが適当である。

【指定基準】

- 1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。



盛町五年祭（館山車）



盛町五年祭（大名行列）



盛町五年祭（権現舞）



盛町五年祭（囃子屋台と手踊り）

指定文化財調査報告書

調査員 東 資 子

令和 5 年 7 月 31 日

1 保持者又は保持団体の住所・氏名(名称)	盛町五年祭保存会 大船渡市盛町字町1番地4
2 文化財の所在場所	岩手県大船渡市盛町
3 種別	無形民俗文化財(風俗慣習)
4 名称	盛町五年祭(さかりまちごねんさい)
5 員数	1
6 品質・形状	
7 寸法・重量	
8 作者(保存会)	
9 時代又は年代	
10 画讃・奥書・銘文等	
11 伝来	
12 その他	<p>【由来・伝承】</p> <p>大船渡市盛町は、五葉山南麓から大船渡湾にそそぐ盛川の河口付近。江戸時代は盛郷のうちの田茂山村。明治8年(1875)から盛村、22年から昭和27年(1952)までは盛町。以降、大船渡市盛町。</p> <p>水沢宿から奥州街道、岩谷堂、世田米宿を経る脇往還の一つである盛街道の終着点である盛宿は、内陸と太平洋岸をつなぎ農産物と海産物の行きかう場であった。また昭和10年(1935)には大船渡線が一ノ関、盛間に開通し、陸上交通の中核地ともなった。</p> <p>天照御祖(あまてらすみおや)神社は旧田茂山村の村社。旧号は神明宮。寛永6年(1629)、または宝永6年(1709)に現在地に遷座し、再興したという。地域の中核的な神社となっており、複数の神社の神職が集まって奉納する法印神楽</p>

を伝える神社でもある。祭日は4月17日。祭礼の記録「御祭礼行列役割帳」は明治15年(1882)から毎回保存されているが、それ以前の記録は不詳。明治期は旧暦2月16日に祭礼を行っていたが、明治末に新暦の4月6日となり、昭和後期には4月29日や5月3日に開催。言い伝えでは7月であった祭りを時節を考慮して2月に変更したといい、明治期以前のことかと考えられる。

祭礼に供奉する曲録は、文政9年(1826)頃に仙台藩の足軽を招いて習得したと言われている。

【場所・時期】

天照御祖神社(大船渡市盛町)、大船渡市盛町町内

4年ごと(寅・午・戌の年)の4月末頃。

平成30年(2018)は4月29日に神輿渡御と行列。28日には宵宮、30日にも山車と芸能が町内を巡行した。

【内容】

天神山の天照御祖神社から盛町の町中へわたる神輿に供奉して稚児行列などのほか、山車(木町、下町(八幡町、愛宕町))や「曲録」(下町(八幡町が中心))、権現舞(田茂山地区)、ほか全町(吉野町、上木町、木町、本町、下町、田茂山、桜場、旭町)の囃子屋台と手踊りが従う。

山車は「館山車(やかただし)」といわれ、高い建物を置き、定型の神像と女官などと称される人形を載せ、前後にそのつど作る武者などの人形などを載せる。旧仙台藩領域に特徴的な高い建物が立つ山車であり、倒して運行し、披露の場で建てる。

「曲録」は大名行列に倣った芸能であり、道具の受け渡しを披露しながら、曲録という神座を載せた神馬を曲録唄(馬子唄)を歌いながら曳く(大船渡市指定無形民俗文化財)。

また、獅子あやしの子供をともなう権現舞、小太鼓・大太鼓を載せ、笛を従えるなどして曳く囃子屋台(背面に人形を載せる町もある)の囃子に合わせ、また音源の曲に合わせて踊る手踊りの群舞などが行列する。

【保存伝承活動】

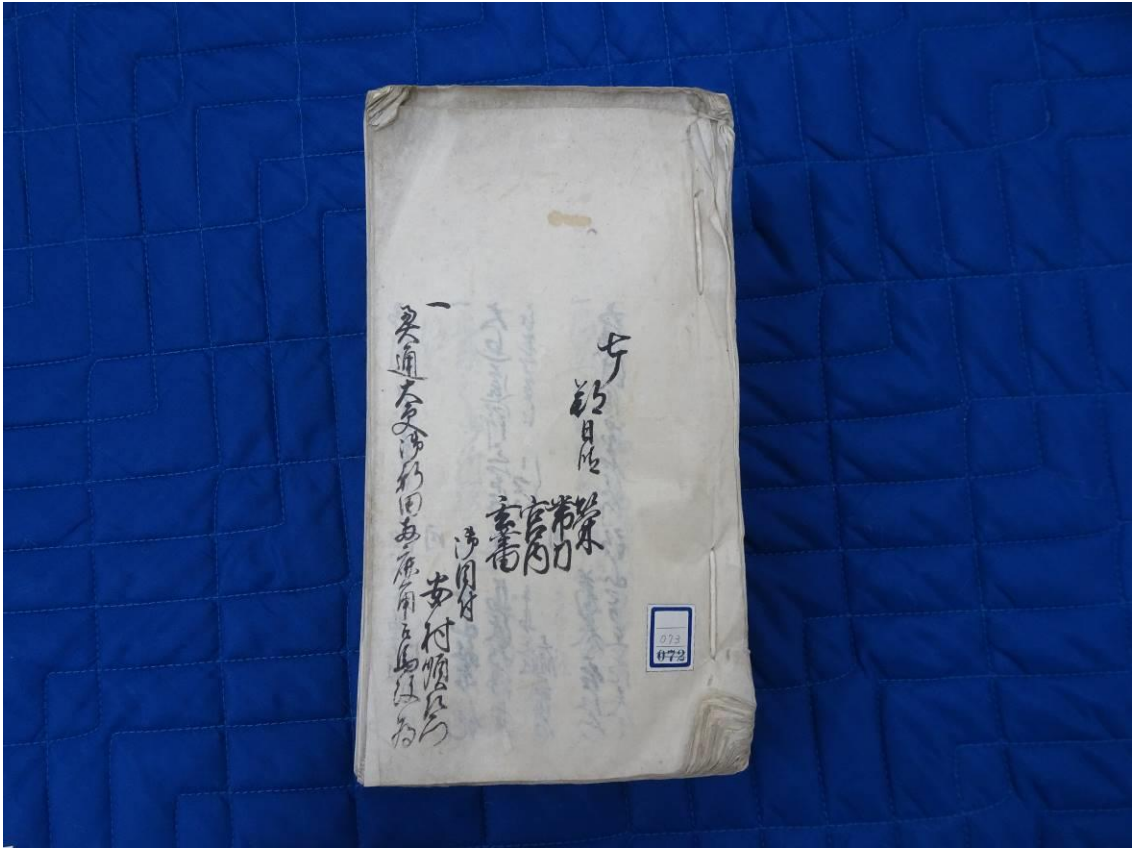
盛町町内の各地区が4年毎の祭りのつど、山車や囃子屋台、芸能を出す。地区で人形や「館」を作成し、また囃子や曲録、権現舞や手踊りを練習して継承している。「館」は町内などの大工によって作られ、木町では館を支える4本の柱のうちの1本を切って奉納することを巡行前の行事にして気仙大工の技を誇示している。

昭和50年代頃までは馬持ちや花持ちの幼児、鉄砲持ち、弓持ちの小中学生たちが参加していたが、現在は幼児の稚児行列になっている。一方、曲録保存会は祭りのない年も定期的に練習を行い、幼稚園や小学校で披露して地域文化を伝える取り組みを行っている。

	<p>町内の各家が「軒花」を飾るなどして祭礼に参加する地域をあげた祭りである。</p> <p>【参考文献】 「天照御祖神社所蔵文書」、『神社名鑑』1962、『大船渡市史第5巻』1982</p>
<p>13 所見</p>	<p>旧仙台藩領では藩政時代には仙台祭(東照宮祭礼)が領内第一の祭りであったが、明治期末に廃絶する。しかし、仙台祭の影響を受けて旧領域内の祭りは発展し、その特徴を伝えてきており、岩手県内における人形と館を載せた山車はその特徴の一つと考えられる。旧気仙郡周辺では同じ様式の祭りが各地で行われてきており、特に旧郡の郷社であった氷上神社の祭礼では複数の山車が出され、盛大な祭りを伝えていたが、東日本大震災で被災したため祭りの姿が失われており、盛町五年祭での継承は貴重である。</p> <p>大名行列の奴振りは、岩手県内の旧仙台藩領域で多く見られるが盛町五年祭の「曲録」は江戸時代から伝承されているといわれており、周辺へ影響を与えた可能性も考えられる。</p> <p>そして毎年ではなく、決まった周期で大祭を催行する式年祭は、旧気仙郡周辺で独自の祭りの様式であり、「五年祭」はその点でも典型的である。</p> <p>このように、岩手県内における旧仙台藩領域、旧気仙郡周辺での祭りの特徴を表し、町内各地区での継承の意欲もさかんである。</p> <p>【指定基準】 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。 (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。 (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。</p>

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（美術工芸品のうち古文書）
名 称 ・ 員 数	盛岡藩雑書 191 冊 ※1 冊を追加指定するもの （もりおかはんざっしょ）
所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	盛岡市内丸 12-2 盛岡市
文化財の所在場所	盛岡市内丸 1-50 もりおか歴史文化館
指 定 理 由	<p>盛岡藩雑書は、盛岡藩の藩庁日記で、寛永21年（1644、正保元年）から天保11年（1840）までの190冊が、岩手県指定文化財に指定されている（平成5年6月4日指定、平成23年5月31日追加指定）。</p> <p>現在190冊が伝わっているが、明暦元年（1655）、同3年、万治2年（1659）、同3年、寛文4年（1664）、貞享3年（1686）、元禄元年（1688）、享保11年（1726）、宝暦4年（1754）、文政3～6年（1820～23）、天保元年（1830）の14年分の欠落がある。また、文政年間以降の表紙には「雑書下書」と記されており、清書して完成させる以前のものと考えられるが、価値は「雑書」と等しく、まとめて盛岡藩「雑書」として有形文化財に指定されている。</p> <p>今回新たに追加する簿冊1冊は、もりおか歴史文化館で「御側雑書」のうちの1冊として収蔵されてきた簿冊で、天保12年の7月から12月までの記事を収録した「雑書下書」である。表紙がないこともあり、家老席の「雑書」ではなく、側方の記録である「御側雑書」として収蔵されてきたが、収蔵館の学芸員から「雑書」と思しき簿冊がある、との情報が寄せられ、調査を行った結果、天保12年の2分冊のうち、7月から12月の記事を収録した「雑書下書」1冊であることが確認された。</p> <p>表紙はないものの、簿冊の形体が、「雑書下書」と同じく半紙判の縦帳であること、ほかの「雑書下書」と同じく1年を2分冊にしていること、記載形式や記事内容が家老席の「雑書」と同じであり、日付のところに記載されている人名が当時の家老（当時は老中）であって、側方ではなく家老席（表御用部屋）の記録であることがあきらかなこと、収録されている記事から天保12年の記録であることが確認できることなどから、「雑書下書」であると判断される。</p> <p>保存状態も良好であり、すでに有形文化財に指定されている盛岡藩雑書のうちの1冊に追加されるべき簿冊であり、その価値も同等であることが認められることから、岩手県指定有形文化財として指定することが適当である。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第1 有形文化財指定基準</p> <p>古文書の部</p> <p>2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。</p> <p>4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。</p>



盛岡藩雑書（天保12年）



盛岡藩雑書（天保12年）

指定文化財調査報告書

調査員 兼平 賢治 印

令和 5年 7月 30日

1 所有者の住所・氏名	盛岡市内丸12-2 盛岡市
2 文化財の所在場所	もりおか歴史文化館
3 種別	有形文化財(美術工芸品・古文書の部)
4 名称	盛岡藩雑書
5 員数	191冊 *1冊を追加指定するもの
6 品質・形状	和紙 縦帳(半紙判) 保存状態良好
7 寸法・重量	縦 29.2cm 横 16.0cm 厚さ 11.0cm
8 作者	盛岡藩
9 時代又は年代	天保12年(1841) 7月～12月
10 画讃・奥書・銘文等	表紙欠 裏表紙有り 簿冊の地に「天保十二」と墨書あり
11 伝来	盛岡藩から南部家、そして、盛岡市に移り、現在に至る。
12 その他	盛岡藩雑書190冊を有形文化財に指定する際には未発見であった。
13 所見	有形文化財の盛岡藩雑書は、盛岡藩の藩庁日記で、寛永21年(1644、正保元年)から天保11年(1840)までの190冊が伝わり、一般には盛岡藩家老席日記雑書として知られる。家老席(名称はのちに老中席、表御用部屋に改称され、書記役も御用之間御物書から表御用部屋御物書と改称)の所管する日記であり、日付、天候、当日に登城していた家老の名前とともに、日々の出来事が記録されている。現在、190冊が伝わっているが、明暦元年(1655)、同3年、万治2年(1659)、同3年、寛文4年(1664)、貞享3年(1686)、元禄元年(1688)、享保11年(1726)、宝暦4年(1754)、文政3～6年(1820～23)、天保元年(1830)の14年分の欠落がある。また、文政年間以降の表紙には「雑書下書」と記されており、これは清書して完成させる以前のものと考えられるが、史料価値は「雑書」と

等しく、盛岡藩雑書として一括して有形文化財に指定されている。なお、「雑書」については、初期のものを除けば、虫損箇所などを点線で示すなどしていることから、現在に伝わる「雑書」は江戸時代に筆写されたものであるが、もとの日記を忠実に筆写したものであり、史料価値に影響を与えるものではない。翻刻文は『盛岡藩雑書』第1～15巻(熊谷印刷出版部)、『盛岡藩家老席日記雑書』第16～50巻(東洋書院)として、すべてが刊行された。

盛岡藩の藩庁日記には、この家老席の記録である「雑書」のほかに、用人所の記録である「御用人所雑書」、側方の記録である「御側雑書」、奥方の記録である「奥雑書」があり、江戸藩邸の記録である「雑書」(「御在府日記」、「江戸御日記」などとも呼ばれる)も残されており、もりおか歴史文化館収蔵となっている。藩政が確立し、諸機構が整備されるなかで、それぞれ記録が作成されるようになったのだろう。

すでに盛岡藩雑書として190冊が有形文化財に指定されているが、今回新たに追加する簿冊1冊は、もりおか歴史文化館で「御側雑書」のうちの1冊として収蔵されてきた簿冊であり、その内容から、天保12年の7月から12月までの記事を収録した「雑書下書」と判断される簿冊である。表紙がないこともあり、家老席の「雑書」ではなく、側方の「御側雑書」に混入して収蔵されてきたが、収蔵館の学芸員から「雑書」と思しき簿冊がある、との情報が寄せられ、令和4年12月に調査した。その結果、天保12年の2分冊のうち、7月から12月の記事を収録した「雑書下書」であることを確認した。残念ながら、1月から6月の記事を収録した「雑書下書」は確認できないが、同じく家老席の所管する日記である盛岡藩覚書(もりおか歴史文化館収蔵)には、天保12年の1月から6月の記事を収録した簿冊1冊が残されている。

表紙はないものの天保12年の「雑書下書」と判断した根拠は、1)簿冊の形体が「御側雑書」とは異なり、「雑書下書」と同じく半紙判の縦帳であること、2)ほかの「雑書下書」と同じく1年を2分冊にしていること、3)記事の記載形式や内容が家老席の「雑書」と同じであり、当該簿冊も日付のところに記載されている人名が当時の家老(当時は老中)であって、側方ではなく家老席(表御用部屋)の日記であることがあきらかなこと、4)収録されている記事から天保12年の記録であることが確認できること、がおもに挙げられよう。

すでに有形文化財に指定されている盛岡藩雑書の1冊として追加されるべき簿冊であり、その史料価値も等しく、指定(追加)するにふさわしい史料であると認められる。

参考文献

兼平賢治「東北諸藩の日記―盛岡藩「雑書」と守山藩「守山御日記」の特徴」(福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、2022年3月)

兼平賢治「天保12年の家老席日記「雑書」の発見―家老席日記「雑書」と「覚書」の関係―」(『岩手史学研究』第104号、2023年9月刊行予定)

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財(風俗慣習)
名 称 ・ 員 数	日高火防祭(ひたかひぶせまつり)
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	岩手県奥州市水沢西町1番1号 日高神社火防祭保存会
文化財の所在場所	岩手県奥州市水沢日高小路
指 定 理 由	<p>日高火防祭は、日高神社の祭礼において各町組が火消しの旗印である「町印(ちょうじるし)」と「屋台囃」を奏でる「うちばやし」と「はやし屋台」を巡行させて火伏せを祈る行事である。芸能を載せた屋台を主とする火防祭は、奥州市、金ヶ崎町、北上市とその周辺地域に分布するが、日高火防祭はその形式において典型的である。</p> <p>奥州市水沢は水沢伊達氏の居城である水沢城をもとに展開した城下町であり、日高神社は弘仁元年(810)に創建とされる旧郷社で、中世から羽黒派の修験別当多宝院が神事をつかさどり、各時代の領主の崇敬を受けてきた。</p> <p>火防祭は水沢伊達氏の伊達宗景(1650～1675)が江戸の大火を教訓に始めさせたとともに、享保20年(1735)の「水沢の大火」を経験した伊達村景(1690～1753)による江戸火消しの導入に伴って盛んになったともいわれるが、文献における祭りの初見は、「留守家年中行事記録」にある文化2年(1805年)の「火防加瀬踊(ひぶせかせおどり)」であり、これが火防祭のことと考えられる。</p> <p>祭りの日程は、もとは旧暦正月22日であったが、昭和45年(1970)に4月22日、平成8年(1996)から4月29日、令和4年(2022)から4月最終土曜日となっている。</p> <p>祭礼においては、立町(たちまち)組、柳町(やなぎまち)組、川口町(かわぐちまち)組、大町(おおまち)組、横町(よこまち)組、袋町(ふくろまち)組が、江戸時代の町火消の組の印が書かれた屋台「町印」、小太鼓、大太鼓、笛による「トットコメエ」といわれる囃子を奏でる屋台「うちばやし」、女兒らが小太鼓を打ち、笛、三味線で各町の「屋台囃」を奏でる大型の「はやし屋台」を巡行させる。近代に加わった城内組(じょうないぐみ)、吉小路組(きちこうじぐみ)、駅前三町組(えきまえさんちょうぐみ)は「はやし屋台」のみを運行させる。「トットコメエ」と「屋台囃」を総称して「日高囃」といい、昭和38年に「火防祭の「屋台囃」として県指定無形民俗文化財に指定されている。</p> <p>日高火防祭は旧城下町の町組などが「はやし屋台」を巡行させて屋台囃を奏でる祭りとして継承されてきたものであり、「火防」という地域の祭りの特徴を示すだけでなく、屋台に芸能を載せて巡行するという形式を継承している点においても貴重である。これらのことから、既指定の「火防祭の「屋台囃」を含め、「日高火防祭」として新たに岩手県指定無形民俗文化財として指定することが適当である。</p>

【指定基準】

- 1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。



日高火防祭（町印・うちばやし）



日高火防祭
（町印・うちばやし・はやし屋台）



日高火防祭（はやし屋台）

指定文化財調査報告書

調査員 東 資子
令和 5 年 7 月 31 日

1 保持者又は保持団体の住所・氏名(名称)	日高神社火防祭保存会 奥州市水沢字日高小路 13 番地
2 文化財の所在場所	奥州市水沢日高小路
3 種別	無形民俗文化財(風俗慣習)
4 名称	日高火防祭 (ひたかひぶせまつり)
5 員数	1
6 品質・形状	
7 寸法・重量	
8 作者 (保存会)	
9 時代又は年代	
10 画讃・奥書・銘文等	
11 伝来	
12 その他	<p>【由来・伝承】</p> <p>奥州市水沢区は水沢伊達氏の居城である水沢城をもとに展開した城下町である。伊達宗景（1650～1675）が江戸で見た明暦の大火（明暦 3（1657）年）を教訓に火防の祭りを始めさせたという（多宝院文書）。また、享保 20 年（1735）の「水沢の大火」を経験した伊達村景（1690～1753）が、佐々木佐五平を江戸に派遣して江戸火消しを習わせ、民間消防隊を創始したといわれ、この時期にさかんになったともいう。</p> <p>日高神社は弘仁元年（810）に創建とされる。中世から羽黒派の修験別当多宝院が神事をつかさどり、各時代の領主の崇敬を受けてきた。旧郷社。</p> <p>文献における祭りの初見は、「留守家年中行事記録」にある文化 2 年（1805 年）の「<small>ひぶせかせおどり</small>火防加瀬踊」。これが火防祭のことと考えられる。</p> <p>昭和 31 年（1956）に日高囃子の「笛の会」が結成され、35 年には「日高神社</p>

火防祭保存会」が設立された。昭和 38 年には「火防祭の「屋台囃」(日高囃保存会)が岩手県指定無形民俗文化財に指定される。

祭りの日程は、もとは旧暦正月 22 日であったが、昭和 45 年(1970)に 4 月 22 日、平成 8 年(1996)から 4 月 29 日、令和 4 年(2022)から 4 月最終土曜日となる。前夜祭(祭りの前日)は昭和 60 年に開始された。

【場所・時期】

日高神社(奥州市水沢日高小路)、水沢地域内
4 月最終土曜日

【内容】

日高神社の祭礼において、地域内の立町組、柳町組、川口町組、大町組、横町組、袋町組、城内組、吉小路組、駅前三町組が、江戸時代の町火消の組の印が書かれた屋台「町印」、トットコメエといわれる囃子を奏でる「うちばやし」(トットコメエとも)、お人形さんと呼ばれる女兒らが小太鼓を奏でる大型の「はやし屋台」を巡行させる。(場内組、吉小路組、駅前組は明治以降に加わったためはやし屋台のみを運行させる。)

「うちばやし」の屋台では小太鼓、大太鼓、笛による「トットコメエ」が、「はやし屋台」では小太鼓、笛、三味線によって各町の「屋台囃」が奏でられ、それらを総称して「日高囃」という。

【保存伝承活動】

町組が屋台を管理し、担当の「年番」の取りまとめのもとに祭りへ参加する。それぞれの町組内で「日高囃」を継承しており、町内外から子供の参加を募り、小太鼓、大太鼓の練習を重ねる。笛師は、「日高囃子笛の会」に属しており、旧暦 1 月 22 日の「笛魂祭(吹き初め)」より会で練習を行い、また「日高囃太鼓・三味線の会」が三味線を指導し、それぞれの会から町組に加わって囃子を担当する。

屋台の押し手等は、昔から各町組が関係のある近郊地域に依頼して協力を得てきており、現在も多くで続いている。

【参考文献】

『岩手の小正月行事調査報告書』1984

『笛魂 日高囃子笛の会設立50周年記念誌』2005

『山・鉾・屋台の祭り研究事典』2021

日高火防祭は、日高神社の祭礼において各町組が火消しの旗印である「町印(ちょうじるし)」と「屋台囃」を奏でる「うちばやし」と「はやし屋台」を巡行させて火伏せを祈る行事である。

火防祭は、奥州市、金ヶ崎町、北上市の周辺地域に特徴的な祭りであり、日高火防祭はその典型である。

藩政期から城下町の各町組で伝えられてきた日高火防祭は、明治期以降に新しい町組がはやし屋台で加わり、そのはやし屋台を各町組が競って大型化したことによって町内の多くの子供が参加できる祭りとなった。日高火防祭は、はやし屋台を発展させて継承してきており、はやし屋台を運行する祭りとして周辺の祭りに影響を及ぼしている。

なお、日高火防祭は昭和初期にはカセドリと呼ばれる地域の「にわか」の仮装連や芸能者が集まり、芸能を披露して回る「カセドリ祭り」として近郊の人々の楽しみであったといい、旧仙台藩領域に見られたカセドリの伝承の一つの姿を現している。このような芸能の参加は昭和40年頃には衰退するが、厄年連が祭りのあり方の一端を継承しているといえる。

【指定基準】

風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

(1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日

条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例(昭和32年岩手県条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例(昭和51年岩手県条例第45号)第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。
- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
 - (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

工芸技術関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

第 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、

名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの

- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衡上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、

模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。

- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの。

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団も含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和5年9月8日現在

区 分	国 指 定 等	県 指 定 等	計		
有 形 文 化 財	建 造 物	27 うち国宝1：中尊寺金色堂	34	61	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1 うち国宝1：金紙著色金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図	10	11
		彫 刻	23 うち国宝1：金色堂内諸像及天蓋	81	104
		工 芸 品	17 うち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金色堂内具	83	100
		書 跡	1 うち国宝1：紺紙金字一切経	6	7
		典 籍	0	2	2
		古 文 書	3	7	10
		考 古 資 料	6	21	27
		歴 史 資 料	3	10	13
		無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	9	32	41	
	無 形 民 俗 文 化 財	9 保持団体13	41	50	
記 念 物	史 跡	33 うち特別史跡3：毛越寺境内、無量光院跡、中尊寺境内	37	70	
	名 勝	9 うち特別名勝1：毛越寺庭園	2	11	
	天 然 記 念 物	動 物	6 うち特天1：カモシカ	4	10
		植 物	14 うち特天1：早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	23	37
		地 質 鉱 物	13 うち特天3：根反の大珪化木、焼走り熔岩流、夏油温泉の石灰華	5	18
		地 質 ・ 植 物	0	1	1
	名勝及び天然記念物	2	1	3	
重要文化的景観	2		2		
重要伝統的建造物群	1		1		
合 計	179	401	580		
選定保存技術	1 保持団体 1		1		
登 録	登録文化財（建造物）	102 33箇所		102	
	登録有形民俗文化財	0		0	
	登録記念物	3		3	

過去10年間における文化財指定物件一覧

年度	種類	名称	指定年月日	市町村名
25	考古資料	徳丹城跡出土品	25.11.05	矢巾町
	歴史資料	大槻家旧蔵板木	25.11.05	一関市
	有形民俗文化財	姉体庚申塔（寛永十二年銘）	25.11.05	奥州市
	史跡	湯舟沢環状列石	25.11.05	滝沢市
	工芸品	南部家伝来具足下着	26.04.22	盛岡市
	工芸品	長胴太鼓	26.04.22	二戸市
	無形民俗文化財	駒木鹿子踊り	26.04.22	遠野市
	無形民俗文化財	長野獅子踊り	26.04.22	遠野市
	無形民俗文化財	板澤しし踊り	26.04.22	遠野市
26	考古資料	渥美 灰釉壺	26.11.07	盛岡市
	古文書	嘉永六年盛岡藩三閉伊通百姓一揆畠山家文書 附 三重箱	27.04.07	田野畑村
	無形民俗文化財	犬吠森念仏剣舞	27.04.07	紫波町
27	彫刻	木造六臂十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造天部形立像（伝毘沙門天）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝虚空蔵菩薩）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	工芸品	時鐘 南部盛岡城楼鐘	27.11.06	花巻市
	工芸品	時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘	27.11.06	盛岡市
	工芸品	木造十一面観音菩薩坐像御正躰	28.04.15	陸前高田市
28	古文書	盛岡藩北家御次留書帳	28.09.06	花巻市
	工芸品	白檀塗合子形兜	29.4.7	盛岡市
	歴史資料	鞍迫観音堂算額	29.4.7	遠野市
	無形民俗文化財	大原水かけ祭り	29.4.7	一関市
	無形民俗文化財	大宮神楽	29.4.7	盛岡市
29	彫刻	木造不動明王立像	29.11.14	一関市
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	29.11.14	一関市
	絵画	紙本著色 刀八毘沙門天画像	30.4.13	平泉町
	古文書	原敬日記 附 絶筆メモ及び本箱	30.4.13	盛岡市
	無形民俗文化財	早池峰岳流 浮田神楽	30.4.13	花巻市
	天然記念物	折爪岳のヒメボタル生息地	30.4.13	岩手県・二戸市・軽米町・九戸村
30	無形民俗文化財	板用肩怒剣舞	30.12.7	大船渡市
	建造物	本宮観音堂 附 厨子	31.4.16	金ヶ崎町
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝十一面観音）	31.4.16	遠野市
	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	31.4.16	遠野市
31	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	2.4.7	宮古市
	考古資料	長倉Ⅰ遺跡出土品	2.4.7	軽米町
	無形民俗文化財	八木巻神楽	2.4.7	花巻市
2	無形民俗文化財	田代念佛剣舞保存	2.11.13	宮古市
	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装(千早)	2.11.27 (追加指定)	花巻市
	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3.4.9	紫波町
3	有形民俗文化財	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料	4.4.8	盛岡市
	無形民俗文化財	南日詰大神楽	4.4.8	紫波町
	史跡	久慈城跡	4.4.8	久慈市
4	歴史資料	紙本墨書 天台寺再興勸進帳	5.4.7	二戸市

過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧

年度 回	種別	有形文化財									無形文化財	民俗		記念物				合計	
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝・天然記念物		
25	第1回								1	1		1		1				4	9
	第2回				2								3					5	
26	第1回								1									1	3
	第2回							1					1					2	
27	第1回			4	2													6	7
	第2回				1													1	
28	第1回							1										1	5
	第2回				1				1				2					4	
29	第1回			2														2	6
	第2回		1					1					1			1		4	
30	第1回												1					1	4
	第2回	1		1	1													3	
31 元	第1回																	0	3
	第2回			1					1				1					3	
2	第1回												2					2	3
	第2回	1																1	
3	第1回																	0	3
	第2回											1	1	1				3	
4	第1回																	0	1
	第2回									1								1	
合計		2	1	8	7	0	0	3	4	2	0	2	12	2	0	1	0	44	